



事務連絡
平成25年2月5日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

インフルエンザ対策の更なる徹底について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成24年11月9日健感発1109第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、その対策の徹底並びに関係機関及び関係団体に対する周知の要請がなされたところですが、院内感染によるインフルエンザの集団発生や患者の死亡事案が複数散見されています。

つきましては、貴職におかれまして、再度、「平成24年度今冬のインフルエンザ総合対策について」に規定する各般施策の実施の徹底を図られるとともに、今般の集団発生を受けて、医療機関に対しては、平成23年6月17日医政指発0617第1号厚生労働省医政局指導課長通知「医療機関等における院内感染対策について」等に基づき、インフルエンザを含めた院内感染対策を徹底すること、重大な院内感染事案発生時には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により技術的支援を得ること等を指導するよう重ねてお願いいたします。



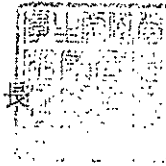
健感発1109第2号

平成24年11月9日

各 都道府県
政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局

結核感染症課長



今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくことといたしました。併せて、「平成24年度インフルエンザQ&A」を作成するとともに「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を改定しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

また、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組み、さらには、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等にご協力ください。